

12月1日(水)から

NO
客引き

市川市 客引き行為等禁止条例



の罰則規定が施行されます

「市川市客引き行為等禁止条例」が9月1日に施行されました。居酒屋・カラオケなど^(※1)の客引き行為などを禁止しています。

この条例は、特定の方に対してつきまとうなどの悪質な客引き行為などを禁止するもので、さらに特定地区においては過料などの罰則規定を設けています。この罰則規定は12月1日(水)から施行されます。

みなさんの安全・安心な通行を確保するため、ご理解とご協力をお願いします。

※1 性風俗・接待飲食店などの客引き行為については、千葉県の「迷惑禁止条例」において禁止されています。

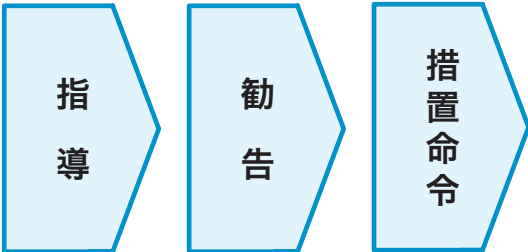
問 ☎334-1129市民安全課



客引き行為等禁止条例のポイント

ポイント	該当する事例	該当しない事例
1 公共の場所	道路、公園など	店舗の敷地内
2 相手方を特定して行われる行為	通行人の中から特定の人に ・近づいて行う ・寄り添いながら行う ・足をとめさせて行う	・通行人を特定せずに行う呼び込み ・ティッシュ、ビラ配り ・看板を持って歩く行為
3 客となるように誘う行為	・店を探しているか尋ねる ・交渉を持ち掛ける ・店へ誘う	・募金 ・布教活動 ・アンケート

令和3年12月1日より、特定地区において罰則規定の対象となります



措置命令に従わない場合…

氏名などの公表

5万円の過料

行為をした者に加えて、その行為をさせた店舗などに対しても過料が科されます。

詳しくはこちら▼



市川市客引き行為等禁止条例 特定地区



JR市川駅



JR本八幡駅



東西線妙典駅



東西線行徳駅



東西線南行徳駅

